

平成29年 第4回

# 南会津町農業委員会総会議事録

期 日 平成29年4月14日

会 場 はだかや

南会津町農業委員会事務局



# 南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年4月14日(金) 午後3時30分

2 開催場所 はだかや

3 出席委員数 26人

会長 30番 五十嵐伸人

会長職務代理者 29番 室井 文一

委員

1番 小山 裕司	2番 平野 恒二	3番 赤井 美洋
4番 星 和孝	5番 渡部 和幸	6番 浅沼 誠治
7番 五十嵐喜一	8番 小椋貴一郎	10番 齋藤 融
12番 星 利一	13番 平野 信行	14番 山内 敬
15番 馬場 久男	17番 湯田 孝義	18番 猪俣 忠久
19番 塩生 隆晴	20番 五十嵐久長	21番 大竹 実
22番 湯田 重行	23番 星 清次	25番 月田 宏
26番 星 又エ門	27番 星 久光	

4 欠席委員数 4人

9番 渡部 昭雄      11番 目黒久一郎      16番 湯田 義三  
28番 渡部 一男

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
- 第7 議案第4号 南会津農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 五十嵐 小一郎  
局長補佐兼係長 渡部 守一

主 査 廣 野 由 美

## 7 会議の概要



許可を受けようとする土地は〇〇〇〇〇〇〇の所有権の移転です。  
申請事由ですが、申請地は譲受人の経営規模拡大で、農地を集積して効率よく作業をしていくという計画です。譲受人は50a以上耕作しており、特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。  
次に、2件目の番号2と3について、地区担当調査員の7番五十嵐喜一委員から調査結果の説明をお願いします。

7 番 五十嵐です。2番、3番の説明をします。  
譲渡人は〇〇〇〇です。譲受人は、〇〇〇〇です。  
許可を受けようとする土地は、番号2が〇〇〇〇〇〇〇〇で、番号3が、〇〇〇〇〇〇〇で、所有権移転です。  
譲渡人は県外に住むので、農業はやらないということです。譲受人の求めに応じたということです。譲受人は50a以上耕作しており、特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。  
ありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に番号3について、地区担当調査員の18番猪俣忠久委員から調査

結果の説明をお願いします。

18 番 18 番 猪俣です。  
12 日の日に譲渡人、譲受人の本人に確認してきました。譲渡人は ○  
○○○○○○です。譲受人は ○○○○○○○○○です。  
許可を受けようとする土地は○○○○○○○○の所有権の移転です。  
譲渡人が耕作していなかった所を、譲受人の申し出により譲ってもい  
いということで話がまとまったようです。譲受人は 50 a 以上耕作して  
おり、特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入り  
ます。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございま  
せんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ござい  
ませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。  
以上で議案第 1 号の審議を終了します。

議 長 【日程第 5】  
日程第 5「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
を議題といたします。番号 1 について地区担当調査員の 2 番 平野恒二  
委員から調査結果の説明をお願いします。

2 番 2 番 平野です。調査の結果を説明いたします。  
○○○○の工事に伴う案件であります。4 月 9 日譲渡人に話を聞きま  
した。譲受人、○○○○であります。これは電話で確認をしました。  
概要であります。工事用の仮設トイレ等の設置に使うということ  
です。影響ですが、土砂の流出等ですが、養生シートを敷いてその上に鉄  
板を敷いて使うということの影響はありません。農業用の排水関係  
ですが、トイレを設置するだけなので、用排水に影響しないということ  
です。日照についても特別支障がないということです。工事については 7 月 31  
日までに終了するという事です。議案書のとおりであり、許可相当  
であると判断します。  
よろしく願いいたします。



譲渡人 ○○○○です。譲受人 ○○○○です。

所在地は、○○○○○○○○です。譲受人が住宅を建設する計画を建てました。譲渡人も耕作する予定もないし、進入路がないということで譲ることにしたそうです。議案書のとおりであり、許可相当であると判断します。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本案の番号3について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案の番号3は原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

#### 【日程第6】

議 長 日程第6 「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局 (廣野) 「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。こちらは、4月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が64筆・61,115㎡、畑が15筆・8,651㎡で計79筆・69,766㎡です。新規は、田が45筆・48,241.35㎡です。畑が22筆・14,593.45㎡です。再設定と新規合わせて田が109筆・109,356.35㎡、畑が37筆・23,244.45㎡で合計146筆・132,600.80㎡です。続きまして8ページから15ページまでは、利用権設定の一覧表になっています。この中で139番から146番までの8筆は、農地利用集積円滑化事業の利用権設定となっています。今回使用貸借の設定が52筆あります。使用貸借の事由として事務局が聞き取りした内容を報告させていただきます。まずは5番から27番までの23筆につきましては、貸付人方の希望ということです。28番につきましては貸付人の希望、29番から45番の17筆につきましては、耕作放棄地の対策事業の予定地であるということから、使用貸借となっています。77番から83番までは、所有者の方が機械が無く自分ではできないことと、日照の関係で低生産地であることなどから、貸付

人の希望によるものとなっています。127 番につきましては、田んぼですが日照の関係や用排水の問題で、作付けはソバになるということで今回使用貸借となっています。132 番につきましては所有者が借受人の妻の親族であるということで使用貸借となっています。137 番と 138 番につきましては、今まで貸していた方が亡くなって、自分では機械等を所有していなくて耕作が難しいので、借りる人がいれば無償で耕作していただきたいという貸付人の希望によるものです。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

21 番 21 番、大竹です。5 番から 27 番まで新規で貸付人からの希望ということですが、基盤整備事業が実施されているところなんですが、農地中間管理機構を利用するというような関連性はないのでしょうか。

事務局 (局長) ご質問のほ場整備事業実施地区の利用権設定の内容ですが、今回の契約は貸付人が他県に在住ということで、耕作ができないため貸し付けるという内容でして、圃場整備事業による集積の前段の貸し借りということだと思います。今後さらに集積をすすめられるなかで、中間管理機構を利用するというのもあろうかと思われれます。

事務局 (補佐) 農地の貸し借りは、農地法 3 条又は農業経営基盤促進法による利用権設定、あるいは農地中間管理事業を利用するなどいろいろ考えられますが、

あくまでも土地の所有者と耕作者の合意に基づいて判断されることになるわけですが、今回は利用権設定で出されて来たわけでありまして。あくまで地区内のいろいろな問題があろうかと思いますが、地区内の方でどうにかまとめていただいて、円滑に集積等が図られるような形で役場の方からはお願いしたいなと考えております。今回は、こうした形で両者の合意で利用権設定ということで申請が上がりましたので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議 長 圃場整備事業実施の中では、いろいろと課題が出てくるとは思いますが、地区の中で相談して解決していくしかないと思いますので、この件については、大竹さんよろしいですか。

21 番 はい、圃場整備事業をやっている地区からの申請だったので、質問しました。理解しました。

議 長 他にございませんか。

2 番 (平野恒二) 平野です。12 ページの譲受人の〇〇〇〇の代表者は誰になっていますか。

事務局 〇〇〇〇です。個人から法人への貸し借りです。

2 番 了解。

議 長 ほかにありませんか。  
(「ありません。」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第 3 号の審議を終了いたします。

#### 【日程第 7】

議 長 日程第 7 議案第 4 号 南会津農業振興地域整備計画変更 (案) に対する意見について、を議題といたします。

ここで、議案内容の説明者として農林課の阿久津農政係長と館岩総合支所の前農政係長の橘係長、農政係の湯田主事に出席していただきます。  
(3 名が入室し、着席する。)

事務局から議案の説明をしてください。

事務局 (局長) 議案第 4 号 南会津農業振興地域整備計画変更 (案) に対する意見についてということで、16 ページをご覧ください。変更 (案) に対して異見を求められたので、これを適当と認めるという議案でございます。変更 (案) の内容については町の農林課の担当から説明をしていただきます。

橘係長 私の方から内容について説明させていただきます。  
まず、今回の変更に至った背景を説明させていただきます。  
平成 27 年に発生しました東北関東豪雨では、桧沢川、館岩川が決壊をして多くの農地が被災をしました。1 級河川を所管している福島県の方

で災害復旧工事の方を随時着工させていただいているところです。この災害で館岩川でも河川の改良工事が入っております、現在、製材業を営業しております〇〇〇〇さんの敷地の部分につきまして、河川の拡幅工事並びに国道の改良工事が計画されて、〇〇〇〇さんのほうで移転を余儀なくされたという、背景があります。

(以下、資料内容に沿って説明)

必要最小限であるということが判断できましたので、町としては農振農用地区域の除外について適当であると判断しまして、今回、農業委員会の方に意見を求めたという形になっています。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 説明が終わりました。質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。只今の説明に対してご質疑ございませんか。

27 番 (星久光) 星です。地元で話は少し聞いてたんですが、配置図で川の部分がありますよね。川の部分に橋に向かって道路を後ろに作るという話もありましたよね。そういう話を部落の人にちょっと聞いたもんですから。そういうことは全くなかったですか。

橋係長 橋ということではなくて、農道を計画していたということがありましたが、今回の案件で、各地権者と区長さんと話をさせていただいて、その事業は中止にしてもらって構わないという話をいただきました。

2 番 (平野恒二) 平野です。この用地の近くに別荘があったと思うんですが、所有者との協議は終わっていますか、ということと売買価格についてはいくらなんでしょうか。

橋係長 別荘ということですが、そちらについては制限等が及んでいないため、〇〇〇〇で土地の開発についての同意は取っていません。

2 番 今回の案件は除外ですが、転用を前提での申請なので、案件が出される段階で合意がされているべきではないのかなと思いますが、それと金額の件はどうですか。

橋係長 今回の申請では、土地の所有者、耕作者の同意は得ています。また隣接する土地の所有者には同意を得ています。別荘については、道路を挟んで向かい側ですので、そこまでは及んでいないということですが、当然のことながら、今後この場所で営業をされるわけですから、別荘所有者とは当事者間で理解をしていただくことは必要かと思ひます。



て、なぜここが道路もないのに今回の除外から外れているのか分からないんですが。

橘係長      こちらについては、現地におきましても地目におきましても農地ではなくて山林の取扱いになっていますので、農振地域に該当しないんですが、〇〇〇〇さんの方では、こちらの区域も買収する予定で交渉を進めていると聞いております。

27 番      了解しました。

議 長      はい、他にございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長      質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長      異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。  
ここで、農林課の説明者に退室していただきます。どうもご苦労様でした。  
以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。  
次に、協議事項に入ります。  
事務局から説明してください。

事務局 (局長)      ※(資料に基づいて、新農業委員制度に基づく南会津町農業委員会のあり方について、説明する。)

議 長      説明が終わりました。説明のとおり皆さんのご意見を伺いたいということでもあります。説明内容に対する疑問も含めまして、まず、農業委員の定数、報酬額について皆さんからのご意見を伺いたいと思います。

26 番      (星又エ門) 星です。

11 ページですが、T1とT2のなかで、T1の丹藤・松の下をT2に移していただいて、T2の横町グループを、T1のほうに移すと、田島地内の上流からの流れがいい気がするので、ここを交換していただけないかね。

事務局 わかりました。

1 番 (小山裕司) ありません。お任せします。

21 番 (大竹実) 提案を受けた人数は止むを得ないと思うんですけど、実際になった方は3条、5条の現地調査の担当区域が広範囲になることを心配しています。

議 長 そのへんは、事務局としてはどう考えていますか。

事務局 (補佐) 農業委員の数は減少することは間違いありません。推進委員が地区に配置になりますので、今後は農業委員と推進委員が連携して、農地パトロール、各地区の人農地プランの作成、農地中間管理事業の連携等に当たることになろうかと考えております。

27 番 (星久光) 新しい案では、全然知らない場所を調査することになるんですよね。私らが案を出して上が決めるっていうことじゃないんですよね。むしろ、首長が案を出して、それについて意見を求めるというのが本筋ではないか。

事務局 (補佐) ご指摘のとおり、現農業委員会が決めるということではありません。ある程度の案を作成するうえでも、各地区の状況等踏まえた中で案を作っていくたいということで、今回、たたき台になる案を示したということです。ので、気兼ねないご意見を出していただければと思います。

25 番 (月田宏) 案の具体的な部分に関してどうこうではありません。調査するには集落の流れとかもありますし、面積の多い少ないよりも集落単位の方が優先される場合も当然ありますよね。自分の経験から農業委員の減数によって、新たに増えた担当地区は、ほとんど分からないというのが現状です。一番避けてもらいたいのは、機械的に面積と人数を割りあてたりすること、推進委員と農業委員や中間管理機構との連携など、手間が掛かると思うんですよね。そういうことを踏まえて案を作っていたきたいと思います。

事務局 (補佐) 12月の議会で条例改正をめざし、9月頃までにはその内容を確定していきたいと考えておりますので、本日に限らず、機会あるごとに様々なご意見をいただければと考えております。

12 番 (星利一) 地区割りの関係ですが、館岩の場合は3つに分かれているんですが、方部ごとになっていて、面積というよりは地区割りになると思うんですよ。上郷地区、湯ノ花地区、下郷地区という分け方があるので。

戸中と水石は、面積多くても右側に移してもらおうと、道なりにやり易いと思うんです。こうなってくると面積よりも人物本位になってくると思うんです。出来るできないではなくて選ばれるからには、やらなければならないということだと思います。

5 番 (渡部和幸) 最適化推進委員の定数を上限まで上げて、人数を増やして対応して行くのがいいんじゃないかなと思いますので、検討してください。

17 番 (湯田孝義) 組織をいじるのもいいんだけど、目的はやっぱり遊休農地を減らして、人材を育成して担い手に集積していくということなんだけど、なかなか他の地区に入ってもそれぞれ縄張りがあるってということもあるんですが、あと最適化推進委員も農業委員会に参加して貰うことによって情報共有ができていいとは思いますが。

議 長 時間も経過してきましたので、ここで一旦締めて、事務局から発言してください。

事務局 (局長) 限られた時間の中でのご意見、ありがとうございました。先程補佐からもあったように、本日の意見聴取だけでなく今後のご意見を引き続き伺っていきたいと思います。来月総会でも時間を取りたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは次に、報告事項に入ります。事務局から説明してください。

事務局 (局長) ※(資料に基づいて説明する。)

議 長 説明が終わりました。ご質問・ご意見はございませんか。  
※(質疑なし)

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 (局長) ※(資料に基づいて説明する。)

議 長 何か、ご質問ございませんか。  
※（質疑なし）

議 長 その他に入ります。事務局から説明してください。

事務局 ※（平成 28 年度農業委員会委員互助会収支決算報告について説明する。）  
（廣野）  
（監査報告として、監事の塩生委員から報告）

議 長 何か、ご質問ございませんか。  
※（質疑なし）

事務局 ※（人事異動、農業委員会活動記録カードの様式変更について説明。）  
（局長）

議 長 何か、ご質問ございませんか。  
※（質疑なし）

議 長 その他皆さんから何かありませんか。

25 番 資料 3 は、次回総会でも持参した方がいいのか。

事務局 是非そのようにお願いいたします。  
（局長）

議 長 その他、なければ、閉会のことばをお願いいたします。

職務代 ※（閉会のことば）  
理者

閉会 午後 5 時 2 0 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成 29 年 4 月 14 日

議 長

18 番

19 番